

指定管理者 第1次審査（資格審査）

施設名：勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場

申請団体：応募者A

申請日：令和7年9月19日

審査日：令和7年9月26日

所管課名：文化スポーツ課

資格審査項目

審査項目	適否	審査内容
(1)法律行為を行う能力を有すること	適	様式5「団体の概要」等から法律行為能力を有すると認める。
(2)破産者で復権を得ないものでないこと	適	官報を調査したところ破産者の公告はない。
(3)地方自治法施行令第167条の4第2項 (同項を準用する場合を含む)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているものでないこと	適	参加の制限はされていない。
(4)地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるものでないこと	適	取り消しを受けたことはない。
(5)市税等を滞納していないこと	適	市税等の滞納はない。
(6)施設を管理するための法律等に規定する資格を有していること	—	
(7)条例や仕様書等で規定する業務の遂行に必要な資格等を有していること	—	
総合判定	適	